

令和6年3月11日

各 位

大東四條畷消防本部

職員の懲戒処分について

大東四條畷消防本部では、令和6年3月11日(月曜日)、当本部職員による不祥事案について、次のとおり懲戒処分を行いました。

法を遵守し、市民の生命、身体を保護することを使命とする消防職員がこのような事態を起こしたことは、市民をはじめ関係者の皆様の信用を著しく損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

1 当該職員

所 属：大東消防署東分署

担当業務：消防隊員

階 級：消防司令補

年 齢：43才

性 別：男性

2 処分内容

量 定：停職1月（根拠法令:地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

年 月 日：令和6年3月11日

3 処分事由概要

令和5年7月27日(木曜日)、大阪市城東区新喜多1丁目、JR京橋駅のホーム内において、歩行中の女性に対し背後から臀部を触り立ち去ったとして、大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反の疑いで現行犯逮捕されました。

その後、大阪府都島警察署にて在宅事件として取り調べを受けておりましたが、令和5年12月14日(木曜日)に大阪地方検察庁に送致され、令和6年2月20日(火曜日)不起訴処分となったものです。

4 事実経緯

日付	事実経緯
令和5年7月27日(木)	同条例違反の疑いで逮捕
令和5年12月14日(木)	大阪地方検察庁に送致
令和6年2月20日(火)	大阪地方検察庁において不起訴処分とされる 当該職員へ処分内容が伝達された日:令和6年3月5日(火)
令和6年3月11日(月)	停職1月の懲戒処分

5 再発防止対策

服務規律の向上を目的として、令和5年10月2日(月曜日)に、外部講師(顧問弁護士)による公務員倫理研修を実施しました。

今回の事案を受け、改めて全職員が勤務時間の内外を問わず、公務員としての自覚を持って行動し、法令の遵守はもとより信用失墜につながる行為は厳に慎むよう、服務規律の徹底を図ってまいります。

6 消防長コメント

このたび、当本部職員が起こした不祥事は公務員としてあるまじき行為であり、消防に対する信用を著しく失墜させたことは誠に遺憾であります。被害に遭われた女性に深くお詫び申し上げます。また市民並びに関係者の皆様におかれましても、重ねてお詫び申し上げます。

本件を厳粛に受け止め、深く反省し、市民の皆様の信頼回復に向けて、職員の服務規律の確保と再発防止の徹底に取り組んでまいります。

○ お問合せ先

消防本部総務課 堤・大西

【TEL】 072-872-2341